

各位

会 社 名 株式会社サンセイランディック 代表者名代表取締役社長 松﨑 隆司 (コード番号:3277 東証第一部) 問合せ先 常務取締役管理管掌 永田 武司 (TEL. 03-5252-7511)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月29日開催予定の当社第46回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 事業目的の記載の変更

経営環境の変化に迅速に対応し事業内容の多様化に備えるため、現行定款 第2条(目的)につきまして、事業目的を変更するものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を次のとおり変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定 款第15条)電子提供制度において不要となるため、これを削除するもの であります。
- ②変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ③変更案第 15 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

定款変更の内容
変更は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

1		- (下標部分は変更固所を示してわります。) -
	現行定款	変 更 案
(目的)		(目的)
第2条	当会社は、次の事業を営むことを目的	第2条 (現行どおり)
	とする。	
1.	不動産の売買、仲介、管理及び賃貸	1. (現行どおり)
2.	不動産の所有、管理及び利用	2. (現行どおり)
3.	ホテル・旅館等の宿泊施設、食堂、レストラ	3. ホテル・旅館等の宿泊施設、食堂、レストラ
	ンの経営及び施設の <u>賃貸</u>	ンの経営及び施設の <u>賃貸借</u>
4.	不動産特定共同事業法にもとづく事業	4. (現行どおり)
5.	特定目的会社、特別目的会社及び不動産投資	5. (現行どおり)
	信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲	
	介及び管理	
6.	損害保険の代理業及び生命保険の募	6. (現行どおり)
	集業	
7.	土木建築工事の設計、監理及び施工	7. (現行どおり)
	(新設)	8. 食料品、酒類、清涼飲料水、医薬品、新聞、
		書籍及び日用品雑貨の販売
	(新設)	9. 農産物、海産物及び土産品の販売
(新設)		10. スポーツ、旅行、音楽、演劇、写真、美術等
		レジャー用品の販売及び興行
	(新設)	11. 地域活性化に関わる企画・コンサルティング
		<u>事業</u>
8. 前各号に付帯関連する一切の事業		<u>12.</u> 前各号に付帯関連する一切の事業
9. 前各号の事業を遂行するため、出資、保証又		13. 前各号の事業を遂行するため、出資、保証又
は会社若しくは団体の発起人となること		は会社若しくは団体の発起人となること
(株主総会参考書類等のインターネット開示		(削除)
とみなし提供)_		
第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会		
参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算		
	書類に記載または表示をすべき事項に係る情	

報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新設)

(1) (1)

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類等の内容である情報について、電子 提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法 務省令で定めるものの全部または一部につい て、議決権の基準日までに書面交付請求した 株主に対して交付する書面に記載しないこと ができる。

(新設)

(附則)

- 1.変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の目(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の 日を株主総会の日とする株主総会については、変更 前定款第15条はなお効力を有する。
- 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前 項の株主総会の日から3か月を経過した日のいず れか遅い日をもって、自動的に削除されることとす る。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 定款変更の効力発生日 2022年3月29日(火) 2022年3月29日(火)

以上